

米子市地域防災計画(平成21年度修正)の修正のポイントについて

頁	章	節	項	号	主な変更点				
1	共通対策計画	総則	1	2	計画の性格	共通、風水害、震災対策等共通する部分を共通対策として1本化した。			
1				3	計画の規定事項	「なお、この計画に規定の……ものとする。」共通、風水害、震災対策等共通事項を1本化した。			
2				4	計画の基本方針	2	県20年計画を参照し、「市、県、防災関係機関及び住民の連携推進」を追加した。		
						6	県20年計画を参照し、「女性、要介護者等の多様な視点を生かした対策の推進」について追加した。		
						7	県20年計画を参照し、「関係法例を遵守した計画の策定等」を追加した。		
2				6	関係機関の処理すべき事務…取るべき措置	6	1	（ 7 ） 県20年計画を参照し、「被災者の救難救助その他の保護」を追加した。	
							(10)	県20年計画を参照し、用語を修正	
3							3	(1) ~ (4)	境港市19年計画を参照して、(1)「消防力の整備」、(2)「災害の予防、警戒」、(3)「災害時の避難、救助」、(4)「その他の災害対策」を追加した。
3							4	(1) ~ (12)	県20年計画を参照して、各指定地方行政の役割を修正、追加した。
6							(4)~ (6)	県20年計画を参照して、(4)「KDDI株式会社」、(5)「エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国」、「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ」を追加した。	
							(10)	社名変更による	
							(11)	旧淀江町地域防災計画の機関であったので、「日本赤十字鳥取支社部」を追加	
							(12)~ (14)	県20年計画を参照して、「日本銀行」「郵便事業(株)」「郵便局(株)」を追加	

7	共通対策計画	1	総則	関係機関の処理すべき事務…取るべき措置	7	(4) (5) (15)	県20年計画を参照して、(4) 社団法人鳥取県トラック協会、(5) 社団法人鳥取県バス協会、(15) 社団法人鳥取県看護協会を追加		
8					(2)	旧淀江町防災計画の機関であったので、「淀江町商工課」を追加			
9					8	(5)	旧淀江町防災計画の機関であったので、旧淀江町の土地改良区の3団体(淀江白浜土地改良区、淀江町土地改良区、淀江宇多川地区土地改良区)を追加。		
					9	(1)	市民におけるとるべき措置をより具体的かつ明確にするため、鳥取県地域防災計画を参照し、項目を追加した。		
					10	(1) (2)	県平成20年板を参照し、防災会議の関係機関に対する要請について追記した。		
					11		県20年計画を参照して、「市長の事前準備」を追加した。(市長は、災害が発生…留意が必要である。		
12					8	等地形、特性、地質	1		旧淀江町防災計画の「第3節 町の自然条件と災害」を参照し、旧淀江町に関する箇所を追加した。
							2		〃
							3		〃
14					10	災害想定 風水害・雪害の履歴	1		旧淀江町防災計画(資料編)の「第3節 町の自然条件と災害」と「淀江町史」を参照し、旧淀江町に関する箇所を追加し、同項目については、風水害対策編の総則に転記した。
							2		〃
							4		〃
							5		〃
							6		〃
				7		〃			
				8		〃			
				9		〃			
				10		〃			
				13		〃			
				14		〃			
				17		〃			
				18		〃			
				19		〃			
				20		〃			

頁		章	節	項	号	主な変更点		
16			土砂災害防止計画	2		当項目で記載の数字については、旧淀江町内を追加し、旧米子については平成17年現在の実態に合わせたもの。		
					3		〃	
					4		〃	
17					5		当項目をより詳しく解説するため、「建築基準法第39条第1項」と「鳥取県建築基準法施行条例第3条」の内容を記述した。	
					6		土砂災害防止法により、鳥取県が平成16～18年度にかけて「土砂災害警戒区域」の調査、指定をしたことについて記載した。なお、「特別警戒区域」については指定が不透明なため現時点では記載しないこととした。	
					(1)		また県が調査し指定した区域について、市町村が地域防災計画で定めるべき事項などを記載した。	
18					7		県が新規に設立した制度「鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会」について、記載した。	
19		2	浸水予防計画	1		旧淀江町防災計画について、関係する箇所を追加。		
								平成17年の朝鍋ダムの完成に伴う事項について、追加した。
20	共通対策計画				(1)			〃ケ 後藤川”を追加。〃シ 系 叡川、御大師川、 ”については、旧淀江町防災計画分を追加。
					(2)			〃ウ 指定二級河川”と〃準用河川”については、旧淀江町防災計画分を追加。
					4			平成17年度5月の水防法改正に基づき、市町村が市町村地域防災計画で定めるべきことを記載した。
					7			平成17年度5月の水防法改正に基づき、本市の河川に関し避難体制等の市町村が行うべき事項を記載した。
					8			〃ダムの放水情報連絡体制については、鳥取県地域防災計画と鳥取県水防計画に基づいて追加した。
					9			〃ため池の管理体制については、鳥取県地域防災計画と鳥取県水防計画に基づいて追加した。
25					5	建築災害予防計画	1	
32				7	農業災害予防計画			当該の節の全体については、旧淀江町防災計画から引用追記した。
33				8	文化財災害予防計画			〃
34			9	火災予防計画	1～3		消防ポンプ車、消防水利等について、現在の実数を調査し、記載した。	
42			11	防災訓練計画			〃災害弱者”を〃災害時要援護者”へ、用語の変更を行った。また、〃災害時要援護者”の解説を記載した。	
				2		訓練計画について、県平成20年を参照し追記した。		
				(6)		〃ウ 集合の方法”で追加した箇所については、旧淀江町防災計画から引用した。		
46		12	防災知識普及計画	5		県平成20年修正を参照し、〃普及の時期”について追記した。		
48		13	自主防災組織整備計画	6		平成17年に設立した当該補助金制度について追加した。現在の自主防災組織について調査し記載した。		

頁	章	節	項	号	主な変更点		
50	2 共通対策計画 災害予防計画	14 災害時要援護者災害予防計画	1	(1)	「災害弱者」を「災害時要援護者」へ、用語の変更を行った。また、「災害時要援護者」の解説を記載した。 「障害者当事者団体」も今後災害時要援護者対策を行う上で、大いに関連のある団体であるため、追加した。		
52					15 物資・資機材整備計画	3	県平成20年版を参照し、防災資機材についての解説を引用した。
							7
54					16 孤立予想集落対策計画		県平成20年版を参照し、孤立予想集落に対する孤立防止対策について記載した。(新規)
55					17 帰宅困難者対策計画		県平成20年版を参照し、災害等により交通機関が停止した際、混乱の防止を図ることを目的として記載した。(新規)
57					18 災害時の事業継続計画		県平成20年版を参照し、災害時における円滑な事業活動を行うために記載した。(新規)
59					19 気象情報等の収集伝達、体制整備計画		県平成20年版を参照し、市町村における気象情報の収集伝達手段の整備について記載した(新規)
60					20 相互応援協力、防災関係機関の連携体制の整備計画		県平成20年版を参照し、他市町村等との応援協定及び連携体制について記載した(新規)
63					21 消防活動体制の整備計画		県平成20年版を参照し、消防施設及び人員整備に関する事項を記載した(新規)
65					22 ボランティア受入体制の整備計画		県平成20年版を参照し、災害時におけるボランティア受入体制の整備について記載した(新規)
66	23 被災者支援体制の整備計画		県平成20年版を参照し、被災住民の支援体制について記載した(新規)				

頁				節	項 号	主な変更点
67				1	目的	当該の節の目的を明確にするため、県計画を参照し、記載した。
				2	方針	平成16年3月をもって米子市防災監が廃止されたことによる。
67				3	組織計画	(1) 市災害対策本部の設置に関する項目を新規に記載した。
			(2) 本部設置場所において、第2応接室ではスペースが確保できない場合も考慮し、「ただし 指定できるものとする。」といった記載にした。			
68			(3) "イ"においては、旧淀江町防災計画について関連する箇所を追加した。			
			(5) "ア"の通知先について、通知先について「住民・一般」を追加した。			
			(6) "米子市災害(水防)対策本部組織編成図"を巻末の資料編ではなく、見易さを考慮して本文内に記載した。			
69			(6) "米子市災害(水防)対策本部組織編成図"において、"本部会議(15名)"の"(本部員)"欄外の下に米子市を所管する消防機関の長である"米子消防署長"を、また現防災計画では対策部である"消防団長"を本部員とした。また、対策部に"予備隊"を新規に追加した。			
			(7) "米子市災害対策本部組織編成表"において、旧淀江町防災計画も参照し、所掌事務を追加した。			
71		3	災害応急対策計画	3	(1) 米子市災害警戒本部の設置中における各課における対応を明確にするため、追加した。	
			(3) 災害発災時初期において、人員を多数動員すべき事態が生じた場合、一時的に"予備隊"といった臨時的に対応する班を編成する。			
73				4	(1) マニュアル等の整備について県平成20年版を参照し、追記した。	
			(3) 広域避難場所に関する記載を防災公園計画建設設計ガイドラインを参照し、追記した。			
74				4	配備及び動員計画	「なお、鳥取県西部広域行政管理組合消防局の配備は 、」の記述については、消防局の指摘により削除した。
			"土砂災害等に対する配備体制区分及び基準"の表については、巻末の資料編ではなく、見易さを考慮して本文内に記載した。			
83			(2) 図の名称が付いてなかったため、"動員配備の伝達系統図"と名付けた。			
				3	"別図2"において、「鳥取県西部総合事務所県土整備局長」を「鳥取県西部総合事務所県民局長」へ、また	
			(4) 「防災体制の決定(本部設置)」から消防局長へ"要請"と矢印が下りていたのを、消防局の指摘により米子市を所管する"消防署長"へ変更した。			
89				5	災害救助法の適用	県平成20年版を参照し、災害救助法の適用基準について追記した。(新規)
				6	通信情報計画	(3) "(ウ)"については、県地域防災計画に基づいて新規に追加した。
			(4) 市町村合併により、鳥取地方気象台の所管において地域細分に変更があったことによる。			
			(5) 県地域防災計画に基づいて新規に追加した。			
93				2	(1) "市の注意報・警報及び気象情報の伝達系統図"については、巻末の資料編ではなく、見易さを考慮して本文内に記載した。	

頁				節	項 号	変更点
93				6 通信情報計画	2 (2)	"気象警報等伝達系統図"については、巻末の資料編ではなく、見易さを考慮して本文内に記載した。
					3 (3)	"防災指令及び災害情報等の伝達系統図"については、巻末の資料編ではなく、見易さを考慮して本文内に記載した。
					3	津波予報等伝達計画について、震災対策編から転記した。
					6 (2)	県への災害情報報告は西部総合事務所県民局へ報告し、県民局が一括集約して県防災局へ報告する旨記載されているため、防災危機管理課長を削除し県西部総合事務所県民局を追加する。
					8	当該防災計画が風水害等対策編であることから、水防警報、洪水予報等の記述について新規に記載する。
					9 (4)	"オ 県に対する報告"については、県地域防災計画に基づいて変更した。
					11 (1)	"機関名、設置場所等"の表にある"日本テレコム(株)山陰支店"については、当社が米子市から撤退したことによるため、削除した。
					12	県地域防災計画に基づき、災害対策用移動通信機器等の借り受けについて新規に追加した。
					13	県地域防災計画に基づき、通信事業者による通信機器の貸し出しについて新規に追加した。
					15	県地域防災計画に基づき、情報孤立に関する記述について新規に追加した。
112				7 災害広報計画	2 (5)	平成17年5月から本格運用した「米子市安心安全ネットワーク」について新規に記載し、またこの場合における消防団の役割についても明確にした。
						"ウ 有線放送の利用"については、旧淀江町防災計画から引用し、追加した。
					(6)	"イ"災害広報活動におけるテレビ、ラジオの積極的活用に関する記述については、県地域防災計画に基づいて記載した。
					5	広聴計画について県地域防災計画に基づいて記載した。
					7	米子市無線通信施設について、現在数を調査し追記した。震災対策編から転記
118				8 避難収容計画	2	避難場所の整備について県平成20年版を参照し追記した。
					4	避難勧告等の発出体制の整備について県平成20年版を参照し追記した。
					5	避難勧告等の判断基準、対象地域、伝達手段について、県平成20年版を参照し追記した。
125					6	災害時要援護者避難支援について、県平成20年版を参照し、追記した。
					(3)	旧淀江町防災計画から引用し、追加した。
					9	「避難勧告等発令の留意事項」について県地域防災計画と平成16年11月の新潟県中越地震を教訓にし、この項目を追加する。

頁				節	項 号	変更点		
118	共通対策計画	災害応急対策計画	8	避難収容計画	10	(2) 警戒区域の設定が必要な場合に関する記載として”エ「山地災害危険箇所」、”オ「地すべり危険箇所」、について、県地域防災計画に基づいて追加した。		
					11	県平成20年版を参照し、避難勧告に関する記載について追記した。		
					15	県平成20年版を参照し、避難所の開設に関する記載について追記した。		
138					9	救出計画	救出計画に関する記述について震災対策編から転記した。	
141					10	食糧供給計画	(2)	現防災計画の食糧調達に関しては、米穀の調達に限った内容になっているが、実際の災害時には電気やガスがないこともあり得るため、そのさい炊飯ができないことも念頭に置き、弁当、おにぎり、パンなど調理しなく
				3			てもよい食料品の調達を考えた食料の調達方法を定めた。	
				(2)			上記のとおり、米穀以外の食料品の調達へ変更した。	
				(3)			”(ウ)”の「粉ミルクの日当たり供給数量」については、他市の例にならって記載した。))	
					5		現防災計画では、食料品の輸送に関する事項において明確な記述がなかったため、県防災計画に基づいて「輸送」に関する記述を追記した。	
					6		現防災計画では、食料品の配分と炊出しに関する事項において明確な記述がなかったため、県防災計画に基づいて記載した。	
147					11	被服、寝具その他生活必需品供給計画	3	(1) ”ウ災害救助法による被服、寝具等の貸与対象者等”に関する記述について、旧淀江町防災計画から引用し、追加した。
		4	(2) 現防災計画の記載事項を変更し、県地域防災計画に基づいて、同節の「6.輸送」のとおり記載した					
		7	配分、保管に関する記述について、県防災計画を参照し追記した。					

頁		章	節	項	号	主な変更点
157			14 応急住宅対策計画	2	(3)	"ウ 費用"の額、"エ 許容範囲"について、鳥取県災害救助法施行細則により変更及び追加した。
				3	(3)	"イ 修理の費用"の変更については、鳥取県災害救助法施行細則により新規に追加した。
				7		被害認定の実施に関する記述について、県地域防災計画に基づき新規に追加した。
				9		災害公営住宅の建設に関する記述について、県防災計画を参照し、追記した。
163			15 医療及び助産計画	4	(1)	"ア 医療班を編成する機関等"において、国立米子病院 国立病院機構米子医療センター"へ変更。 また、旧淀江町防災計画に定められていた医療機関についても追加した。
				7	(2)	救護責任者に関する記述を県地域防災計画に基づき、変更した。
				9		県地域防災計画に基づき、「搬送体制の確立」について追加した。
				10		県地域防災計画に基づき、「心のケア対策」について追加した。
				11		県地域防災計画に基づき、「巡回健康相談」について追加した。
169		3	16 防疫計画	1		県地域防災計画に基づき、防疫の実施責任者について追加した。
				4	(2)	県地域防災計画に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除方法について追記した。
					(7)	県地域防災計画に基づき、「生活の用の供される水の供給」について追記した。
				6		県地域防災計画に基づき、家畜防疫について追加した。
				7		県地域防災計画に基づき、食品衛生対策を追加した。
172			17 清掃計画	1		県地域防災計画に基づき、実施責任者について追記した。
				3		災害時の廃棄物についての定義を記載するため、県地域防災計画に基づき、清掃の体制整備について追加した。
						"ウ し尿の処理"については、携帯トイレや仮設トイレの調達体制を整備するため、県地域防災計画に基づいて追記した。
				4		県地域防災計画に基づき、利用者への配慮について追記した。
177			18 遺体の搜索、処理及び埋葬計画	3	(3)	県地域防災計画に基づき、災害救助法による搜索を行う期間について追加した。
				5	(3)	県地域防災計画に基づき、埋葬方法について追記した
182			19 障害物の除去計画	11		県がJAFと協定締結したことから、県地域防災計画に基づき日本自動車連盟(JAF)との連携について追記した。
184			20 輸送計画	5		鉄道による輸送力の確保について旧淀江町防災計画から引用した。
				6		船舶による輸送力の確保について旧淀江町防災計画から引用した。
				7		ヘリコプターによる輸送力の確保について、旧淀江町防災計画から引用した。

頁		章	節	項	号	変更点	
193			22	文教対策計画	7	(10)	児童・生徒の精神面にかかる配慮について県地域防災計画を参照し、追記した。
200			23	隣保互助、民間団体活用計画	3	(2)	県地域防災計画に基づき、赤十字に対する応援協力要請について追記した。
202			24	災害ボランティア受入れ計画	4	(1)	災害ボランティア受入体制を分かり易くするため、県地域防災計画に基づき「災害ボランティア受入体制図」を新規に追加した。
205			25	災害警備実施計画	1		県地域防災計画に基づき、災害警備本部設置について追記した。
					2		県地域防災計画に基づき、災害予防に関する記述を追記した。
207			26	水防計画	2	(1)	水防に関する定義と各機関の役割を明確にするため、県地域防災計画と県水防計画に基づき、追加した。(新規)
						(2)	上記事項に関して、各期間の役割について県防災計画に基づき追記した。
					7		県地域防災計画に基づき、気象状況連絡について追記した。
					10		平成17年の水防法改正に伴い、「水位情報周知河川」、「水防警報」等に関して解説する必要があるため、県地域防災計画と県水防計画に基づき、新規に追加した。(新規)
						(1)	水防警報の段階に関する記述を県防災計画を参照し追記した。
						(2)	水位情報周知河川に関する記述を県防災計画に基づき記載した。
						(3)	洪水予報が発表された場合に県が行うべきことを、県地域防災計画と県水防計画に基づき、新規に追加した。
						(4)	平成17年に水防法改正に伴い、市内の「水防警報河川」、「水位情報周知河川」、「洪水予報」を行う河川の一覧表を記載した。
					11		雨量、水位の情報収集等について県・市が行うべきことを、県地域防災計画と県水防計画に基づき、追記した。
					12	(1)	県地域防災計画と県水防計画に基づき、水防活動計画の警戒巡視について新規に追加した。
						(6)	県地域防災計画と県水防計画に基づき、緊張ある際の他の水防団の応援について追記した(新規)
					18		県地域防災計画と県水防計画に基づき、ダム・ため池・樋門の管理について追記した。
					20		県地域防災計画と県水防計画に基づき、水防連絡協議会に関する記述について追記した。
218			27	消防計画	2		消防局の組織及び災害対策本部に関する記載について削除し、米子市消防団組織についてのみ記載した。
					9		県地域防災計画に基づき、消防活動の相互応援に関する記載について追記した。
220			28	消防防災ヘリコプター応援要請計画	7		ヘリコプター離発着場所について旧淀江町で該当する箇所を追加した。
222			29	自衛隊災害派遣要請計画	9		費用負担について県地域防災計画に基づき追記した。
					11		県地域防災計画に基づいて部隊の撤収について追記した。
228			30	交通施設災害応急対策計画	7	(1)	県地域防災計画に基づいて、道路法による交通規制に関する記載を追記した。
231			31	土砂災害の危険箇所における避難計画	2		予報、警報等の伝達及び情報の収集について急傾斜地に限定せず、土砂災害全般に関わる記載内容とした。
					3	(3)	市において、土砂災害に対応すべき部署、また役割を明確にするため記載した。

頁				節	項	号	変更点			
233	共通 対策 計画	3	災害 応急 対策 計画	32	災害時要援護者対策計画	(1)	避難所において配慮する事項を、県地域防災計画に基づいて追加した。			
				(3)		県地域防災計画に基づいて、災害時要援護者に対し、「その他配慮すべき事項」を追記した(新規)				
235						33	孤立応急対策計画	1	県地域防災計画に基づいて、災害により孤立集落が発生したときの応急対策について追記した。	
236						34	機械資機材調達計画	4	市からの応援要請後、県が行うべきことを県地域防災計画に基づき、追記した。	
237						35		電力施設応急対策計画		中国電力の施設状況、内部体制については、テロ等対策の観点から当項から削除した。
239							36	ガス施設災害応急対策計画	3	ガス施設状況は中国電力と同様の理由から削除した。 現防災計画では都市ガスに関する内容しか記載されていないが、このたびLPガスに関する事項についても記載した。
242							38	電信電話施設等応急対策計画	4	現地域防災計画では、当該施設に関する応急対策計画が記載されていないため、県地域防災計画に基づき新規に追加した。
244							39	携帯電話応急対策計画	3	現地域防災計画では、当該施設に関する応急対策計画が記載されていないため、県地域防災計画に基づき新規に追加した。

頁	綱	章	節	項	号	主な変更点		
248	共通対策計画	4	災害復旧計画	3	公共施設災害復旧事業計画	3	県地域防災計画に基づき、災害復旧事業の留意点について追記した。	
250				4	農林産業金融、商工業金融その他の資金対策	1	(4)	県地域防災計画に基づき、農林漁業金融公庫資金等の貸し付け期限等の延期に関する記載を追記した。
251				5	被災者等の生活再建等の支援	3		住宅関連における施策について、より分かりやすくするため、住宅関連施策について県地域防災計画に基づき一覧表にした。
256				6	税の減免その他の支援	1		当項目について、災害対策基本法第85条に基づいて(6),(7),(10),(12),(13),(14)を追加した。

頁	綱	章	節	項	号	主な変更点	
257	風水害等対策計画	1	総則			旧計画に記載の「1節 目的、第2節 計画の性格、第3節 計画の規定事項、第4節 計画の基本方針、第5節 鳥取県地域防災計画との関係、第6節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、第7節 用語、第8節 地形、地質等の特性、第9節 米子市の気象、第11節 災害の想定について、共通編に記載したため、本章においては削除した。	
267		2	災害予防計画	2	風水害を防止する施策の概要	同節について、県平成20年版を参照し、追記した。	
267				3	風水害防止のための留意事項	同節について、県平成20年版を参照し、追記した。	
268				4	風害予防計画	3 4	電力通信計画について、県平成20年版を参照し、追記した。 家屋、その他建築物関係について、県平成20年版を参照し、追記した。
269				5	土砂災害防止計画		同節について、県平成20年版を参照し、追記した。
271		3	災害応急対策計画	2	災害広報計画		県平成20年版を参照し、災害時の広報計画について追記した。
282		震災対策計画	2	災害予防計画	2	建造物災害予防計画	耐震改修の実施、構造耐力指標、耐震化対策について、県平成20年版を参照し追記した。
284	3				津波災害予防計画		津波情報伝達体制の整備について県平成20年版を参照し、津波ハザードマップ等について追記した。

頁	綱	章	節	項	号	主な変更点
288	雪害対策計画					雪害に対する実施担当部署について、旧淀江町防災計画に基づき”消防班”を追加した。
289						3
293	海上災害等対策計画					海上災害に対する実施担当部署において、関係すると思われる”清掃班”、”水産振興室”、”観光課”を新規に追加した。
298	航空災害対策計画		1	航空機災害応急対策計画	1	(4) 県地域防災計画に基づき、死傷者が発生した場合の関係機関との協力について追記した。
302	鉄道災害対策計画		1	鉄道災害対策計画		県平成20年度版を参照し、鉄道災害発生時の情報伝達経路について追記した。
305	道路災害対策計画		2	道路災害応急対策計画	2	道路施設の整備について、県平成20年版を参照し、追記した。
313	危険物等災害対策計画		7	硫化水素事案対応		本節について、県発出の硫化水素対応マニュアルを参照し、追記した。